

気象警報発令時の対応

台風等の気象警報が発令された場合は、次の扱いになります。

臨時休校等の必要な連絡は e メッセージ・サービスによる緊急連絡網でお知らせします。

(スクールブック p31～33に記載)

京都橘中学校・高等学校 気象警報発令時と交通機関不通時の措置に関する規程

(目的)

第1条 この細則は、非常変災等、気象警報や交通機関の事故等により通学が困難となった場合における本校の措置について定める。

(気象警報)

第2条 気象警報が発令された時の措置は以下の通りとする。

(1) 京都府南部の3地域(京都・亀岡、山城中部、山城南部)への暴風警報が発令されている場合は次の措置をとる。

午前6時の時点で気象庁が警報を発令している場合は、登校を見合わせる。

(午前6時時点で、気象庁が発表した最新の時刻を基準にする)

午前6時以降に警報が解除された場合は直ちに登校する。警報が解除された時刻から、2時間を目安に授業を開始する。その際通常時間割にしたがって授業を実施することを原則とする。

午前9時の時点で気象庁が警報を発令している場合は、臨時休校とする。

(2) 暴風警報が、自己の居住地に発令されている場合は、上記(1)に準じて行動する。その際、授業が欠けた分は公欠(公認欠席・公認欠課)とする。

(3) 暴風警報以外の大雨洪水警報、大雪警報等が発令された場合は通常授業を行うが、通学が不可能な状況のある場合は、自宅で待機する。その生徒について授業が欠けた分は、公欠とする。

(4) 大地震・風水害等の非常変災により、通学が困難となった場合の本校の措置については、災害の状況に応じて、校長が判断する。

(5) 特別警報が発令された場合は、教職員・生徒全員が直ちに命を守る行動をとり、周囲の状況に応じて、身の安全を確保すること。

(交通機関)

第3条 交通機関が不通となった場合の措置は、以下の通りとする。

(1) JR、近鉄電車、京阪電車、京都市地下鉄の各交通機関が事故、ストライキ、気象条件等で不通となった場合は、次の措置とする。

①自分の乗車する路線が不通の場合は、可能な限り他の交通機関を利用して登校する。

②登校した生徒の状況を見て、学校が授業開始時刻の判断を行う。授業を開始した場合に、登校が不可能なため授業が欠けた生徒については、公欠扱いとする。

③午前9時をすぎても上記交通機関のすべてが不通の場合、もしくはすべてが不通でなくとも授業の実施が困難と判断される場合は、臨時休校とする。

(2) 上記以外の交通機関が不通の場合は通常授業を行うが、登校が不可能なため授業が欠けた生徒については、公欠扱いとする。

(決定手続き)

第4条 考慮すべき事情のある場合は、運営委員会で審議の上、校長が決定する。